

酒匂川・鮎沢川水系河川整備基本方針

平成 29 年 8 月

神奈川県
静岡県

酒匂川・鮎沢川水系河川整備基本方針（案）

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
ア. 災害の発生の防止又は軽減	4
イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	5
ウ. 河川環境の整備と保全	5
エ. 河川の維持管理	6
2. 河川の整備の基本となるべき事項	7
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	7
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	7
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	8
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	8
<参考図> 酒匂川・鮎沢川水系図	巻末

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

酒匂川・鮎沢川は、静岡県御殿場市の富士山東麓に源を発し、神奈川県小田原市を貫流して相模湾へ注ぐ流域面積約 582k m²、幹川流路延長約 42km の二級河川である。

起点から県境に至るまでの上流域（静岡県域）では鮎沢川と呼ばれ、県境を越えて中・下流域（神奈川県域）では酒匂川と呼ばれている。酒匂川・鮎沢川には、馬伏川、須川、野沢川、河内川、川音川、狩川等の 30 の支川があり、流域の自治体は、静岡県御殿場市、小山町、神奈川県小田原市、南足柄市、秦野市、開成町、大井町、松田町、やまと町の 4 市 5 町にまたがっている。

流域の地形は、富士山、箱根火山の外輪山、丹沢山地、足柄山地、大磯丘陵等、全体の約 8 割を占める山地・丘陵地と、約 2 割を占める足柄平野からなり、地質は地形に対応して、火山岩や火山碎屑物が多く、富士山麓の扇状地堆積物、足柄山地の足柄層群、足柄平野の氾濫原堆積物等で構成されている。特に、火山碎屑物に覆われた上流部は、大雨等で崩壊しやすい地質であるため、これまでに幾度も土砂混じりの濁流となって河川に流出し、災害をもたらしてきた。

気候は、温暖多雨の太平洋側気候に属している。小田原観測所の年平均気温は 15.3°C で全国平均の 15.5°C と同程度であるが、年平均降水量は約 2,000mm で全国平均の約 1,500mm より多い。また、上流域では降水量が更に多く、御殿場観測所の年平均降水量は約 2,800mm となっている。

河道特性としては、上流部の平均河床勾配が約 1/60、河口付近でも約 1/230 であり、全国の主要な河川と比較しても非常に急勾配となっている。

流域の土地利用は、上流域は山岳・森林地帯で、中・下流域は農地が展開する他、小田原市を中心とした市街地が広がっている。全体の約 7 割を山林、原野、田畠が占め、宅地は 2 割程度となっており、田畠が減少する一方で宅地が増加する傾向が続いているものの、近年ではその変化が緩やかとなっている。建設中の新東名高速道路の開通に伴い、インターチェンジ周辺等において新たな土地利用も予想される。

また、日本の東西を結ぶ大動脈となる地域に位置しており、重要な交通幹線である JR 東海道新幹線、JR 東海道本線が酒匂川下流域を横断し、東名高速道路等、多数の重要な幹線道路が集中している。静岡県の関係市町の人口は、昭和 30 年代より微増している一方、神奈川県の関係市町の人口は、昭和 40~60 年代に急増し、近年では横ばいに推移しており、現在では、神奈川県域は約 47 万人、静岡県域は約 11 万人で、全体の人口は約 58 万人となっている。

水利用としては、古くから農業用水として活用されており、酒匂堰等を通じて下流部や流域を越えて水田に供給されている。慣行水利権は、鮎沢川水系に 150 件、酒匂川水系に 182 件が存在しており、そのほとんどがかんがい用水に利用されている。なお、支川の河内川上流には神奈川県管理の三保ダムがあり、洪水調節とともに水道用水の確保と発電が行われている。許可水利権は鮎沢川水系に 5 件、酒匂川水系に 22

件が設定されており、その多くが発電用の取水である。そのため、上流部の鮎沢川では、発電用の取水により、流量が少ない区間が一部発生している。また、下流部には飯泉取水堰があり、取水された水道用水は、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市等、流域外に広く供給されている。

なお、漁業権は、酒匂川及びその支川では三保ダムの区域を除く全域と、鮎沢川、馬伏川、竜良川で設定されている。

植生は、山地・丘陵地の多くが広葉樹二次林、いわゆる雑木林や針葉樹植林となっている。特徴的なものとしては、富士山麓のアズマネザサ-スキ草原、丹沢山地に分布するブナ自然林等があげられる。中・下流域の河道では、広く礫河原が存在し、礫河原を好むカワラナデシコ、カワラヨモギ、カワラハハコ等が生育する。近年では、ツルヨシやヨシを主体とした草本類やニセアカシア林が分布を拡大し、礫河原の面積は縮小傾向にあり、動植物相の変化をもたらしている。

魚類は、上流域にはイワナ、ヤマメ等、中・下流域にはアユ、オイカワ等、汽水域にはハゼ類等、多様な種が生息している。なお、酒匂川にはアユが遡上し、富士道橋上流から河口付近までの区間が産卵場となっている。また、酒匂川流域の一部の用水路には、人為的な放流による遺伝子の攪乱を受けていない水系固有のメダカ南日本集団が生息しているが、水田環境の変化とともに個体数が減少しており、小田原市ではメダカを「市の魚」に指定して保護を行っている。

鳥類は、礫河原を好むコアジサシ、シロチドリ、イカルチドリ、イソシギが確認されている。河口部を中心に鳥類生息地として重要な区間であり、小田原市域の河道内の大部分が、神奈川県の酒匂川鳥獣保護区（希少鳥獣生息地）に指定されている。特に、JR 鉄橋から飯泉取水堰までの区間は、わが国最大といわれるコアジサシの繁殖地であり、小田原市の野生の生き物保護区「コアジサシの郷」にも指定され、その保全・育成が図られている。

水質については、鮎沢川及び飯泉取水堰上流が水質汚濁に係る環境基準のA類型、飯泉取水堰下流がB類型に指定されており、4箇所の環境基準点（竹の下えん堤、県境、飯泉取水堰（上）、酒匂橋）では、代表的な指標であるBODはA類型、B類型ともに基準値を満たしている。

流域における災害としては、富士山の宝永大噴火（1707年）により火山灰が60cm以上堆積する等の甚大な被害が発生し、その翌年には、岩流瀬土手、大口土手の堤防が決壊、下流右岸の村むらが土砂で埋まった。その後、幕府による土手の修復が行われ、完成した岩流瀬土手を文命西堤、大口土手を文命東堤と名づけた。また、昭和47年7月の山北災害を引き起こした梅雨前線により、流域全体で浸水家屋628戸という甚大な被害が発生し、昭和57年8月の台風10号では、流域全体で浸水家屋128戸の被害が発生している。また、近年では平成22年9月の台風9号において、神奈川県山北町の水の木観測所で最大時間雨量147mmの降雨があり、流域全体で全半壊34戸、浸水家屋376戸の被害が発生した。この時、上流の野沢川や須川等の沿川では山腹崩壊や土石流が発生し、スコリア（火山噴出物の一種）を主とする多量の土砂が河川に流出、河道が閉塞する被害も発生した。酒匂川下流部においては、濁度が長期間高くなり、取水停止や内水面漁業等に影響が生じている。また、三保ダム上流の世附川沿川

等でも土石流が発生して多量の土砂が丹沢湖に流入した。近年でも、局地的な集中豪雨が度々発生し、大きな出水が繰り返されている。

このように、酒匂川では古くから洪水と氾濫を繰り返しており、家屋、農地、人命を守るために、江戸時代には三角土手（川音川合流点左岸）や多数の霞堤を築いてきた。酒匂川の近代改修と沿川の市街化の進展等に伴い、霞堤は連続堤に改築され、遊水区^{くじっけんてい}域が埋め立てられたが、川音川合流点の下流右岸に残る中曾根堤、坂口堤、九十間堤の3箇所は、現在も治水機能を果たしている。また、酒匂川沿いの松並木については、小田原藩に願い出て8,000本を植えたという記録があり、並んで植えられた松が、溢水した水の勢いを弱める役割を果たしていた。さらに、古くには「坪石制度」と呼ばれるものがあり、堤防上を一家で1坪ずつ受け持ち、1年に1回、石を積み、洪水の時には捨石にも活用していた。

酒匂川の治水事業は、昭和22年9月のカスリン台風により甚大な被害が生じたことを契機に、昭和24年に建設省が計画した「酒匂川中小河川改修事業全体計画」を神奈川県が引き継ぎ、昭和25年に事業実施の認可を受けて着工している。また、昭和40年代以降の流域の開発・都市化に伴い、治水安全度を高める必要が生じ、「酒匂川総合開発事業」の一環として、三保ダムが昭和53年7月に完成した。その後は法定計画として昭和62年3月に「酒匂川水系工事実施基本計画」が策定され、これまで、この計画に基づき河川整備が行われている。また、鮎沢川では、昭和34年より東富士演習場周辺の洪水対策として河川改修を進めている他、昭和40年、昭和47年、平成22年等の豪雨災害を契機とした改良復旧事業を行ってきた。

過去に実施してきた砂防事業やダム建設等の治水事業は、土砂災害や洪水被害を軽減させた一方で、本来の土砂動態を変化させ、三保ダム貯水池の土砂堆積や河道の礫河原の減少、海岸域での砂浜の侵食等の様々な課題を顕在化させた。このような課題に対して、平成16年3月に酒匂川水系の総合的な土砂管理を推進するために「酒匂川水系土砂管理検討委員会」が設置され、平成25年3月に「酒匂川総合土砂管理プラン」が策定された。さらに、平成25年8月に「酒匂川・鮎沢川総合土砂管理推進連絡会議」を発足し、流域の関係行政機関が一体となって、土砂管理対策の取り組みを行っている。

酒匂川では、昭和35年に水質、環境等を保全するため、流域の農業・漁業関係者、工場・事業場を中心とした民間の発意で「酒匂川水系保全協議会」が発足した。現在、神奈川県、静岡県や流域の企業、関係団体、自治体等が会員となり、酒匂川統一美化キャンペーンへの協力、環境保全講演会等を開催し、流域が一体となって河川の豊かな自然環境を将来の世代へと引き継ぐための取り組みが積極的に推進されている。あわせて、良好な水環境を創造する取り組みとして、森林部局で間伐、植栽、下刈り等の森林整備を実施し、両県でその状況等をモニタリングしている。また、鮎沢川では、静岡県のリバーフレンドシップ制度に基づく地域住民による堤防の草刈りや清掃等の美化活動が実施されている。

河川空間は、下流域にスポーツ公園やサイクリングロード等が整備され、サイクリングや散歩、野球等に利用されていて、中・下流域では魚釣りも活発に行われている。また、上流の鮎沢川でも魚釣りや水遊びに利用されており、住民の関心も高い。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

酒匂川・鮎沢川水系の現状及び社会的・歴史的背景を踏まえ、今後の河川整備の基本理念を以下のとおりとする。

<基本理念>

酒匂川・鮎沢川水系は、古くから治水事業が進められ、人々の生活に必要な水源となるなど、地域の経済・文化を支える社会基盤として重要な役割を担ってきた。

このため、過去に発生した浸水被害や水利用の状況等を踏まえ、治水上の安全を確保するとともに、河川利用や環境の保全等にも十分に配慮した川づくりを行い、河川の総合的な保全と利用を図る。

◆安全で安心して暮らせる川づくり

酒匂川・鮎沢川流域の地形特性や歴史、社会情勢の変化を踏まえ、洪水に対して必要な河道整備、治水施設の適切な維持管理、住民の的確な避難に資する防災情報の提供を講じる等、関係機関と連携して地域の意識啓発を行い、流域が一体となった総合的な治水対策を推進する。

また、必要に応じて高潮や津波への対策を講じることで、住民が「安全で安心して暮らせる川づくり」に努める。

◆自然と共に存する川づくり

酒匂川・鮎沢川流域では、コアジサシ生息地をはじめとした多様な生態環境が形成されている。このため、瀬・淵や礫河原等の多様な河川環境の保全及び河川の連続性の確保に努めるとともに、上流からの土砂供給や河道の堆積状況等を監視・把握し、順応的管理のもと動植物の生育環境と繁殖環境の保全を図る。

また、地域住民と河川との豊かなふれあいを確保するため、景観や河川の利用にも配慮することで、「自然と共に存する川づくり」を目指す。

酒匂川・鮎沢川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。

ア. 災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、既往洪水、流域の重要性を鑑み、降雨及び出水特性の調査検討を行い、計画規模の洪水から沿川地域を防御するため、上流の三保ダムにより洪水を調節し、河道整備とあわせて洪水の安全な流下を図る。さらに、高潮や津波の影響については、小田原市及び関係機関と連携し、必要に応じて対策を講じる。あわせて、洪水による被害を抑えるため、ハザードマップ作成の支援、災害情報伝達体制の整備等により、洪水時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、地域防災計画や土地利用計画との調整、砂防事業や森林保全との連携など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

イ． 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が水道用水、農業用水、発電用水等に広く活用されているため、関係機関と連携して、取水状況の把握を行い、適正かつ合理的な水利用により良好な水環境の保全が図られるように努める。渇水時には、関係者と情報交換を密に行い、渇水被害の軽減や河川水の維持に努める。

ウ． 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、歴史と文化が育まれる中での人と河川との関わりを考慮しつつ、酒匂川・鮎沢川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、瀬・淵や礫河原等の多様な河川環境を踏まえ、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全を図る。また、健全な生物群集の存在を脅かしている外来種については、関係機関と連携して、その抑制や移入回避に努める。

カワラナデシコ等の河原固有の動植物が生息・生育・繁殖する礫河原の保全、アユ等の生息・繁殖場となる瀬と淵の保全・再生、また、コアジサシ等の生息・繁殖場となる砂礫地の保全・再生に努め、河道掘削においては、河道の維持及び環境の保全のため、上流からの土砂供給や河道の堆積状況等を監視・把握するとともに、順応的管理のもと適切な河床攪乱環境の保全を図りながら行う。

良好な景観の維持・形成については、自然公園や景勝地と調和した河川景観及び渓谷等の自然景観の保全に努めるとともに、周辺のまちづくりと調和した水辺景観の維持・形成に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた酒匂川・鮎沢川の恵みを活かし、憩いと安らぎの場、多様なレクリエーションの場及び環境学習の場等として自然環境との調和を図る。

河川整備においては、魚道の整備等により生態系の上下流や支川との連続性の確保を図るとともに、流域自治体が立案する地域計画等の連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域の活性化につながり地域住民に親しまれる河川整備を推進する。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の水質の保全・改善に努める。

河川敷の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全や上下流の連続性の確保、景観の保全に十分配慮するとともに、治水、利水、河川環境との調和を図りつつ、貴重なオープンスペースである河川敷の多様な利用が適正に行われるよう努める。

エ. 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮させるよう地域住民や関係機関等と連携しながら適正に行うものとする。

特に、堤防、洪水調節施設等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検を適切に実施することにより、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修・機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するよう努めるとともに、河川監視カメラによる監視の実施等により効率的な施設管理を行う。

高水敷における不法投棄・不法係留等に代表される各種不法行為については、関係機関と連携し適正化を図る。

また、環境に関する情報収集やモニタリングを適正に行い、河川整備や維持管理に反映させる。

土砂移動については、連続した土砂の流れの回復・保全、ダム貯水容量の確保や流下断面の確保等、治水・利水安全度の確保、礫河原環境や砂浜の回復・保全等、生態系・利用環境回復・保全、それぞれの観点から、土砂移動に関してモニタリングを適正に行い、必要に応じて対策を講じる。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、既往の洪水や河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、年超過確率 1/100 規模の降雨による洪水を対象として、飯泉基準地点において $4,200\text{m}^3/\text{s}$ とする。このうち流域内の洪水調節施設により $800\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $3,400\text{m}^3/\text{s}$ とする。

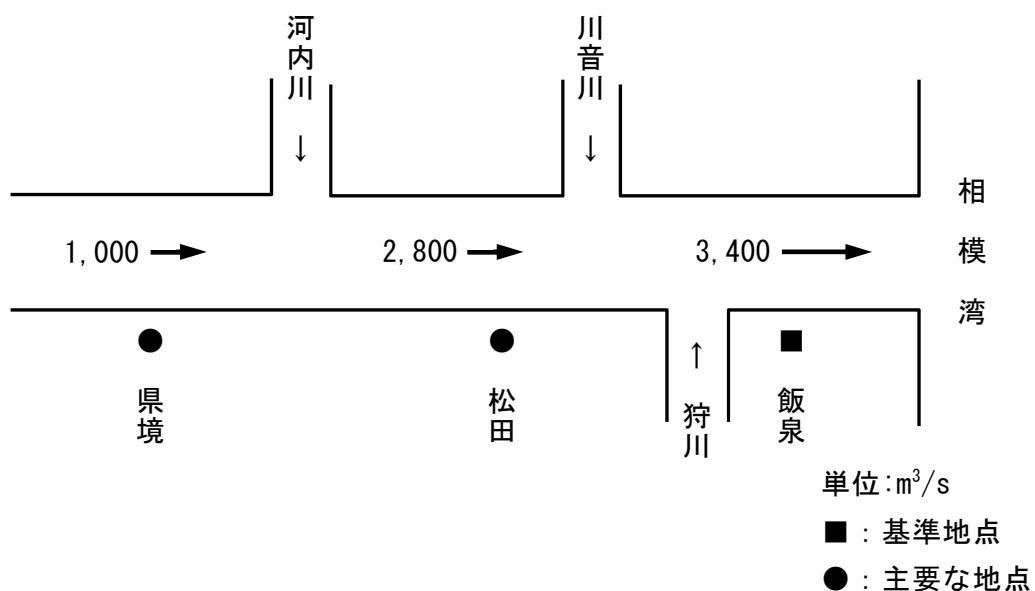
基本高水のピーク流量などの一覧表

(単位 : m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設に による調節流量	河道への 配分流量
酒匂川	飯泉	4,200	800	3,400

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、県境地点において $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 、松田地点において $2,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、さらに川音川などの合流量及び残流域からの流入量を合わせて飯泉地点において $3,400\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	摘要
酒匂川	飯泉	2.4	11.32	340	基準地点
酒匂川	松田	10.4	49.79	290	主要な地点
鮎沢川	県境	26.6	222.69	50	主要な地点

注) T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

ア. 酒匂川

酒匂川における既得水利は、農業用水として約 $20.4\text{m}^3/\text{s}$ 、水道用水として約 $21.1\text{m}^3/\text{s}$ 、工業用水として約 $0.2\text{m}^3/\text{s}$ 、発電用水として最大 $80.2\text{m}^3/\text{s}$ 、合計約 $121.9\text{m}^3/\text{s}$ である。

これに対して飯泉地点における平均渴水流量は約 $14.2\text{m}^3/\text{s}$ 、10年に1回程度の規模の渴水流量は $12.3\text{m}^3/\text{s}$ である。

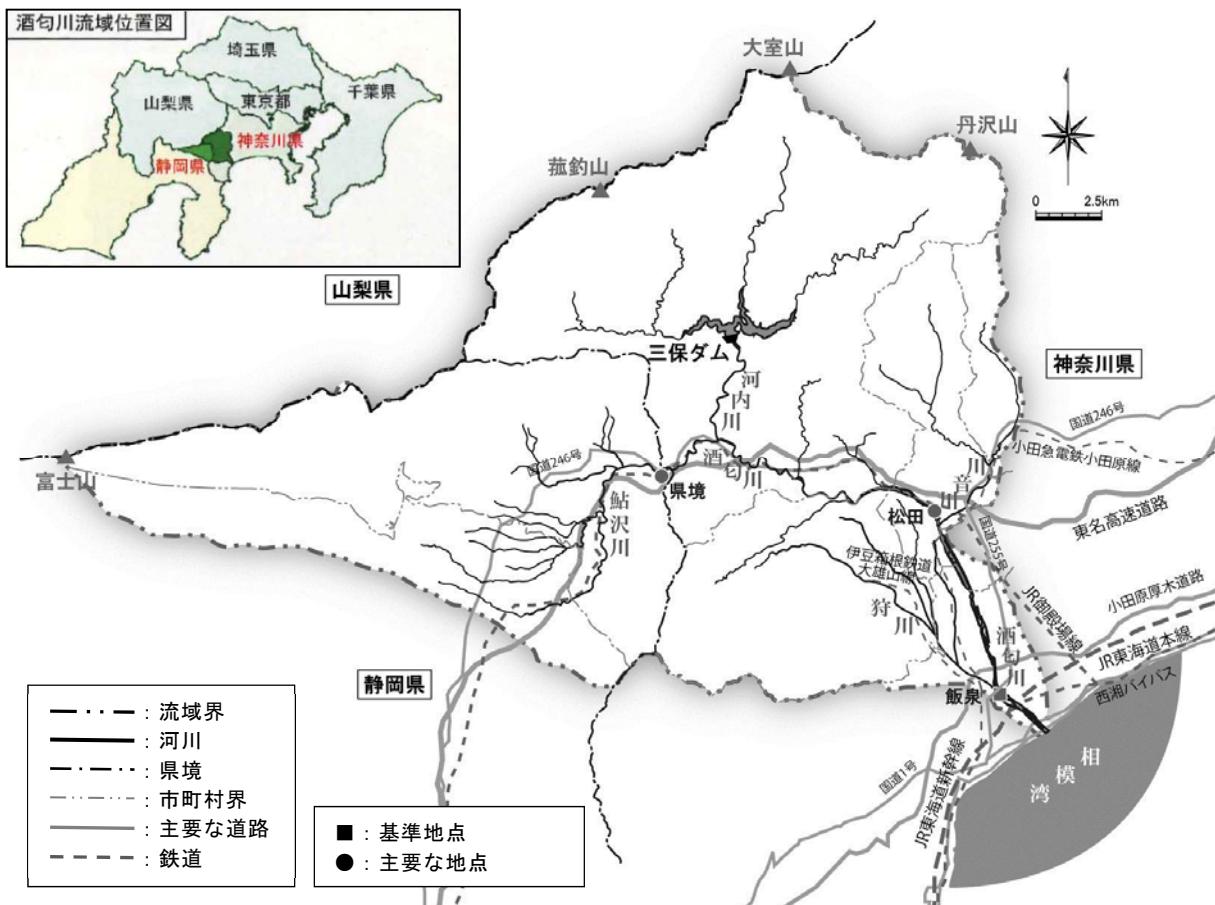
飯泉地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、かんがい期に約 $21\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期に約 $20\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全などに資すものとする。

なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用などの変更に伴い、当該流量は増減するものである。

イ. 鮎沢川

鮎沢川における既得水利は、発電用水として最大 $16.5\text{m}^3/\text{s}$ と農業用水（慣行水利）である。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、利水者との連携を強化して水利用の実態把握に努め、動植物の生息・生育・繁殖地の状況、流水の清潔の保持、景観等を考慮して設定するものとする。



<参考図>酒匂川・鮎沢川水系図